

コミュニティ活動に関する 補助金・交付金等のご案内

高島市 市民生活部 市民協働課

(令和3年4月1日現在)

— も く じ —

▼ 区・自治会が対象の助成制度

1. みんなで創るまちづくり交付金	3
2. 区・自治会の施設等整備に関する補助金	
集落道路・河川等整備事業補助金	
(1) 集落道路整備事業	5
(2) 河川・水路整備事業	5
(3) 除雪機械等整備事業	6
自主防災組織活動補助金	
(1) 消防用小型動力ポンプ整備事業	6
(2) 消防防災用機材等整備事業	6
(3) 防災倉庫整備事業	7
自治会集会所等整備事業補助金	
(1) 集会所整備事業（建築）	7
(2) 集会所整備事業（修繕等）	7
(3) 集会所整備事業（バリアフリー）	8
(4) 集会所整備事業（耐震化）	8
(5) 住民広場整備事業	8
(6) 区・自治会災害復旧支援事業	9
(7) 空家活用モデル事業	9
その他の補助金・交付金	
(1) 河川愛護事業	10
(2) 道路除雪事業	10
3. コミュニティ助成事業（宝くじ助成）	
コミュニティ助成事業	
(1) 一般コミュニティ助成事業	11
(2) コミュニティセンター助成事業	12
4. その他の制度	
(1) まちづくり資金貸付事業（貸付金）	13
(2) 地域で育む「高島こどもの宿」	13
(3) 生活環境緑化事業（苗木配付）	14
(4) 里山リニューアル事業	14

▼ 区・自治会以外の団体・グループ等が対象の助成制度

5. 自治会組織がない地域の環境整備への支援

- | | | |
|-----------------|-------|----|
| (1) 地区管理防犯灯設置事業 | | 15 |
| (2) ごみ集積所整備事業 | | 15 |

6. 土地改良施設の保全活動への支援

- | | | |
|------------|-------|----|
| (1) 土地改良事業 | | 16 |
|------------|-------|----|

▼ 個人(世帯)等が対象の助成制度

7. 環境に配慮した施設整備への支援

- | | | |
|-------------------|-------|----|
| (1) 合併処理浄化槽維持管理事業 | | 17 |
| (2) 合併処理浄化槽設置整備事業 | | 17 |

▼ 区・自治会、市民グループ等が対象のその他制度

8. 出前講座、資材提供等

- | | | |
|-------------|-------|----|
| (1) 出前講座一覧 | | 18 |
| (2) 資材提供等一覧 | | 21 |

【ご注意ください】

補助金交付金対象事業経費の支払いに、個人のクレジットカードやポイントカードなどを利用された場合、付与されたポイント分については補助対象外となります。また、ポイントを利用して購入された場合も補助対象外となります。

制度は、変更する場合があります。

なお、制度の詳細な内容につきましては、各担当課にお問い合わせいただき、皆さまの地域と暮らしのためにご活用ください。

1. みんなで創るまちづくり交付金

対象：
区・自治会

● みんなで創るまちづくり交付金

区・自治会が、自分たちの住む地域の課題を自主的に解決し、自らの判断と創意工夫により地域社会を維持・発展させるために行う活動を応援する交付金制度です。

令和4年度以降に、算定基準等の見直しを実施する予定です。



■ 交付対象団体

区・自治会

一定の区域内に住み、住みよいまちづくりに向けて共同活動を行う団体で、交付対象団体として一定の基準を満たしている団体。

⇒新しく区・自治会設立を検討されるときは、市民協働課にご相談ください。

■ 交付対象事業

区 分	内 容
①防犯・防災関係	安全・安心な地域づくりに関する事業等
②地域福祉関係	地域の健康、福祉、子育て、教育に関する事業等
③交流活動関係	地域内や他地域との交流を図る事業等
④道路・河川・ 公益施設関係	地域の道路、河川、その他公共的施設、 基盤施設の整備や維持管理に関する事業等
⑤環境関係	環境の保全や地域の美化に関する事業等
⑥その他の地域活動	その他、住みよい地域づくりに取り組む活動

※具体的な事業例については、「事務の手引き」をご覧ください。市ホームページからダウンロードすることができます。

(交付金の対象とならない費用もありますので、ご注意ください。)

■ 交付金の額の算定

交付金の額は、上記の交付対象事業に要した費用で、下記の算定による「交付限度額」の範囲内です。

区 分	内 容
①均等割	1区・自治会につき 11万円 ※条件により 10万円の区・自治会もあります。
②世帯割	区・自治会加入世帯数 × 2,000円
③広報誌等配付割	広報誌等配付数 × 2,000円

①、②、③の合計額
が交付限度額です。

■地域加算額について

さらに、下記の要件に該当する地域の区・自治会については、「世帯割」の額に「**地域加算額**」を加算し、自治会活動をさらに促進します。

地域加算額の区分	要件	算定
●高齢化地域加算	65歳以上の人口が、全体の人口に占める割合が50%以上の区・自治会	世帯割×1.0
●山間地域加算	法や政令により認められた「辺地」地域を有する区・自治会	世帯割×0.8
●積雪地域加算	豪雪地帯およびそれに類する地域に存する区・自治会	世帯割×0.5

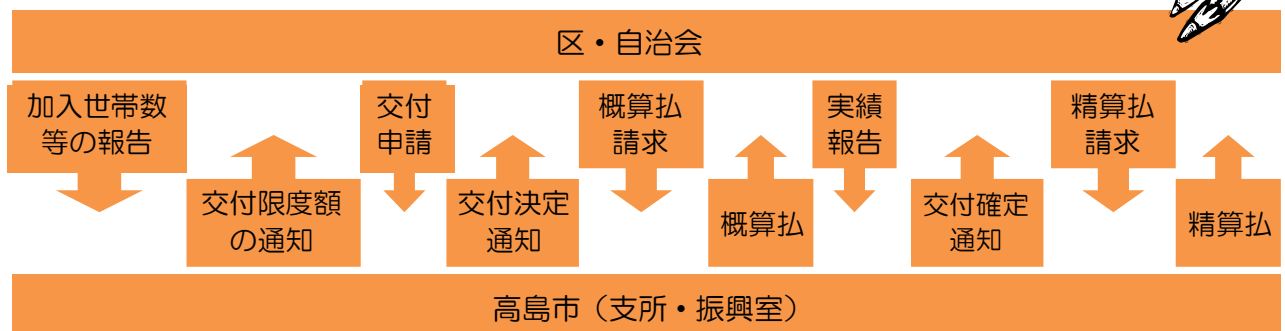
※地域加算額の要件に複数該当する区・自治会については、最も高い区分1つのみを加算します。



■交付金の申請について

区・自治会からご報告をいただいた加入世帯数等をもとに、毎年4月中旬に各区・自治会の「交付限度額」を市から区長、自治会長の皆さまに通知します。

交付限度額の通知を受け取ったら、6月末ごろまでに、交付金の申請手続きを行ってください。



この制度の詳しいお問い合わせ先	
マキノ支所	TEL:27-1121
今津支所	TEL:22-2551
朽木支所	TEL:38-2331
安曇川支所	TEL:32-1131
高島支所	TEL:36-1121
新旭振興室	TEL:25-8526

2. 区・自治会の施設等整備に関する補助金

対象：
区・自治会 ※

※一部、住民グループ対象事業があります。

区・自治会が、集落内の道路・河川、防災機材、集会施設の整備など、高額な経費を伴う事業を行う場合にその経費の一部を補助する制度で、「みんなで創るまちづくり交付金」では対応が困難な事業について、交付金とは別に申請することができます。

■交付対象団体

区・自治会 ※(P.10)の「道路除雪事業」については、自治会組織のない地域の住民グループも対象となります。

■要望方法

毎年秋(10月頃)に翌年度事業のご要望を照会します。
(河川愛護事業と道路除雪事業、自治会等災害復旧支援事業は別途照会)

■採択の決定

事業の緊急性等に応じて予算の範囲内で事業を決定し、4月中旬に通知させていただきます。場合によってはご要望に沿えないことがありますので、ご了承ください。

また、補助金の一部に県の交付金を活用している事業については、県交付金制度の変更により、補助率や補助金上限額などの要件が変更となる場合があります。

●集落道路・河川等整備事業補助金

(1) 集落道路整備事業

- 事業内容 : 集落内の生活道路の整備に対する補助
補助対象 : 集落内の生活道路の整備(道路舗装、簡易消雪設備等)に要する経費
※農道の整備については、「土地改良事業」補助金(P.16)をご利用ください。
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内(ただし、私道は1/2以内)
補助金上限 : 150万円
その他 : 施工場所が私道の場合は、申請時に所有者等からの工事の同意書が必要です。

(2) 河川・水路整備事業

- 事業内容 : 集落内の河川・水路の整備に対する補助
補助対象 : 集落内の河川・水路の整備に要する経費 **※浚渫は対象外です。**
※農業用排水路等の整備については、「土地改良事業」補助金(P.16)をご利用ください。
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 150万円
その他 : 施工場所が私有地等の場合は、申請時に所有者等からの工事の同意書が必要です。

(3) 除雪機械等整備事業

- 事業内容 : 除雪機械の整備に対する補助
補助対象 : 除雪機械（ホイールローダー・小型除雪機 ※付属備品含む・中古も可）の購入や除雪用アタッチメントの購入に要する経費 **※修繕は対象外です。**
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 300万円
その他 : 除雪計画路線図の提出をお願いします。

(1)~(3)の制度の詳しいお問い合わせ先	
都市整備部 土木課	TEL:25-8570

●自主防災組織活動補助金

(1) 消防用小型動力ポンプ整備事業

- 事業内容 : 消防用小型動力ポンプの整備に対する補助
補助対象 : 消防用小型動力ポンプの整備に要する経費 **※修繕は対象外です。**
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 130万円
その他 : 自主防災組織が設立済みの区・自治会に限ります。
自主防災組織の規約や組織図の提出をお願いします。



(2) 消防防災用機材等整備事業

- 事業内容 : 消防防災用機材等の整備に対する補助
補助対象 : 発電機、投光器、チェーンソー、掛矢、携帯用無線機、かまどベンチ、消火器、消防用ホース、土のう袋、防災ヘルメット、リヤカー等の整備に要する経費 **※自主防災組織等で必要な消防防災用資機材とします。**
※修繕・飲食物は対象外です。
下限事業費 : 30万円
補助金上限 : 15万円
その他 : 自主防災組織が設立済みの区・自治会に限ります。
自主防災組織の規約や組織図の提出をお願いします。

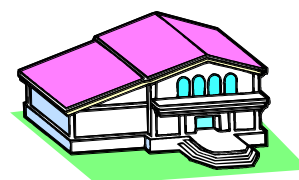
(3) 防災倉庫整備事業

- 事業内容 : 防災倉庫の整備に対する補助
補助対象 : 防災倉庫の整備に要する経費
※1㎡あたり10万円までが対象となります。修繕は対象外です。
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 130万円
その他 : 自主防災組織が設立済みの区・自治会に限ります。
自主防災組織の規約や組織図、収納配置計画図の提出をお願いします。

(1)~(3)の制度の詳しいお問い合わせ先	
危機管理局 防災課	TEL:25-8133

●自治会集会所等整備事業補助金

(1) 集会所整備事業 (建築)



- 事業内容 : 集会所の整備に対する補助
補助対象 : 集会所の新築または購入に要する経費
※既存施設の増築、改修、外構工事費、既存建物除去費、備品整備費は対象外です。
下限事業費 : 300万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 1,200万円
その他 : 過去に集会所の新築または購入に際して補助金を受けた区・自治会にあっては、原則として、当該補助金等の給付から20年以上経過している場合に限ります。

一部
県交付金
充当

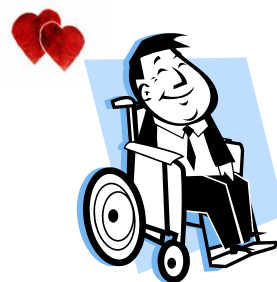
(2) 集会所整備事業 (修繕等)

- 事業内容 : 既設集会所の増築・改修・修繕に対する補助
補助対象 : 既設集会所本体の増築・改修・修繕に要する経費
※駐車場・庭・植栽・塀・擁壁・フェンス・側溝などの外構工事費や
集会所本体ではない別棟の物置・倉庫に関する経費および
テレビ、放送設備などの備品に関する経費は対象外です。
下限事業費 : 100万円
補助率 : 1/2以内
補助金上限 : 200万円

(3) 集会所整備事業（バリアフリー）

- 事業内容 : 集会所・通路のバリアフリー化工事に対する補助
補助対象 : 集会所および敷地内の通路をバリアフリー化
(スロープ・手すりの設置など) するための改造経費
下限事業費 : 50万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 200万円
その他 : 平成12年度以前に建築された集会所が対象です。

一部
県交付金
充当



(4) 集会所整備事業（耐震化）

- 事業内容 : 集会所の耐震改修に対する補助
補助対象 : 集会所の耐震改修に要する経費
下限事業費 : 100万円
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 木造は530万円
非木造は660万円
その他 : 以下のすべてに当てはまることが条件です。
①昭和56年5月31日以前に着工された集会所であること。
② **木造** 耐震診断の結果、上部構造評点等が1.0未満と診断された建物の
上部構造評点等を、1.0以上に引き上げる工事であること。
非木造 倒壊または大破壊の危険があると診断された建物を一応安全と思わ
れる状態にする工事であること。
③避難所として活用が見込まれる集会所であること。
④避難所として必要なバリアフリー化のための改修を含んでいること。

一部
県交付金
充当

(5) 住民広場整備事業

- 事業内容 : 広場・グラウンドの新設に対する補助
補助対象 : 住民広場(区・自治会会員の集結場所としての機能を果たしうる広場またはグラ
ウンド)の新設または大規模改修に要する経費
※部分改修や付帯施設の修繕は対象外です。
下限事業費 : 100万円
補助率 : 1/2以内
補助金上限 : 200万円
その他 : 各区・自治会につき1回限りです。



(6) 区・自治会災害復旧支援事業

- 事業内容 : 被災した区・自治会の施設・備品の復旧に対する補助
補助対象 : ①所有する集会所（施設・設備）の補修
②備品の整備に要する経費
下限事業費 : なし
補助率 : ①10/10以内、②1/2以内
補助金上限 : ①②最大100万円（集会所の被害の程度によります。）
その他 : 1災害につき1回限りです。
全壊または半壊もしくは床上浸水のみ対象となります。

(7) 空家活用モデル事業

- 事業内容 : 空き家住宅を区や自治会の集会施設等に活用するための費用に対する補助
補助対象 : 空き家住宅等を地域の活性化に繋がる集会施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設、文化施設等に活用するため、空き家住宅等の取得（用地費を除く）、改築等の費用
補助率 : 2/3以内
補助金上限 : 最大500万円
その他 : 10年以上モデル事業を継続する必要があります。
耐震性能を満たす住宅を取得するか、改築後に耐震性能を満たす住宅であること。

一部
国交付金
充当

(1)~(7)の制度の詳しいお問い合わせ先	
市民生活部 市民協働課	TEL:25-8526

●その他の補助金・交付金

(1) 河川愛護事業

- 事業内容 : 河川の美化活動に対して交付
補助対象 : 6月1日から9月30日までの期間に、一級河川等の河川愛護作業として実施される草刈や清掃等の作業に要する経費
(びわ湖一斉清掃の運動は除きます。)
補助金額 : 予算の範囲内において市長が定める額
その他 : 5月頃に計画書を提出していただけるよう、市よりご案内します。

(2) 道路除雪事業

- 事業内容 : 私道等の除雪委託事業に対する補助
対象団体 : 区・自治会のほか、一定の区域に居住するおおむね5世帯以上の市民で構成される営利を目的としない団体
補助対象 : 私道等の除雪業務に関する委託料
補助率 : 1/2以内
その他 : 除雪業者との委託契約が事前に必要なため、まずは土木課までご相談ください。



(1)・(2)の制度の詳しいお問い合わせ先	
都市整備部 土木課	TEL:25-8570

3. コミュニティ助成事業（宝くじ助成）

対象：
区・自治会

● コミュニティ助成事業

この事業は、(財)自治総合センターが宝くじ受託事業収入を財源として、住民が行うコミュニティ活動に助成を行い地域の健全な発展を図るとともに、宝くじの普及広報活動を推進することを目的に行われるものです。

市から、毎年秋（9月頃）に翌年度事業のご要望を照会します。

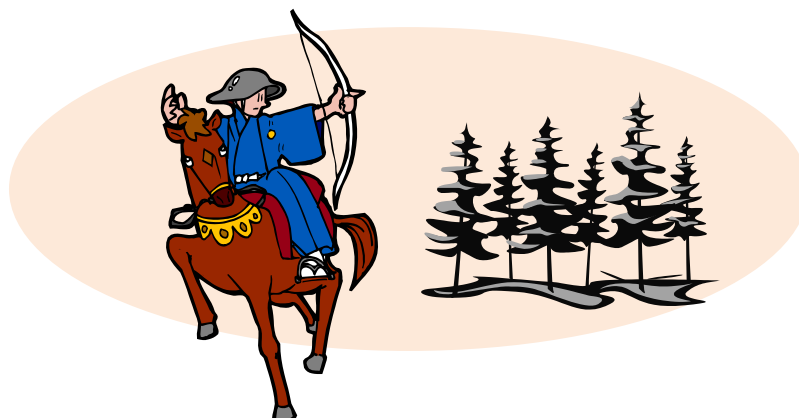
各区・自治会から申請書を提出されると、自治総合センターで審査が行われ、翌年の4月頃に採択結果が通知されます。

市では、次の2事業について申請することとしておりますので、区・自治会で十分ご検討いただき、ご活用ください。

なお、申請いただいても、必ず採択されるとは限りませんので、ご注意ください。

(1) 一般コミュニティ助成事業

- 事業内容： コミュニティ活動に必要な設備のうち、地域の伝統文化・
芸能の継承に必要な設備の整備に関する助成
- 助成対象： 御輿の購入、御輿の修繕、和太鼓の整備など
- 下限事業費： 100万円
- 助成率： 10/10以内（助成金は10万円単位）
- 補助金上限： 250万円
- その他： 助成品は、単品（もしくはセットで一つのもののみなされるもの）で100万円以上であること。関連性のない備品を複数購入して、事業費総額が100万円以上になっても対象になりません。



(2) コミュニティセンター助成事業

事業内容 : コミュニティ活動の拠点となる集会所の整備（新築）に対する助成

助成対象 : 建設費

※土地の取得・造成、既存施設購入、既存施設の撤去・処理、
外構工事に要する経費は対象外です。

助成率 : 3/5以内（助成金は10万円単位）

補助金上限 : 1,500万円

その他 :
・ 抵当権等の権利関係付着、相続手続き未済の土地での申請は対象外です。
また、土地所有者全員の承諾書等が得られていない場合も対象外です。
・ 実施年度内に保存登記を済ませることが条件となります。
(申請者名義での保存登記が必要ですので、認可地縁団体であることが条件となります。)



コミュニティ助成を受けた事業は、助成により整備した物品や施設に、上記マークを掲載することが条件づけられます。

この制度の詳しいお問い合わせ先	
マキノ支所	TEL:27-1121
今津支所	TEL:22-2551
朽木支所	TEL:38-2331
安曇川支所	TEL:32-1131
高島支所	TEL:36-1121
新旭振興室	TEL:25-8526

4. その他の制度

対象：
区・自治会 ※

(1) まちづくり資金貸付事業（貸付金）

- 事業内容： 団体自らの創意工夫によるまちづくり事業で、資金不足などの理由によりその事業の遂行が困難な団体に対し、必要資金を**無利子**で貸付ける制度です。
- 対象団体： 住民が組織する区・自治会および団体など
- 貸付対象： 事業の成果および波及効果が期待できるもの。事業が地域の課題解決につながり継続性があると認められ、まちづくりに資するもの。
- 貸付上限額： 300万円
- 償還期限： 5年以内（据置期間1年以内）、半年または1年ごとの元金均等償還
- その他： 申請には、貸付金を借りることについての団体総会等における議決や、連帯保証人の設定が必要です。申請内容の審査から貸付金のお振込みまでに1か月半程度を要しますので、申請をご検討される場合には、お早目にご相談ください。

この制度の詳しいお問い合わせ先	
市民生活部 市民協働課	TEL:25-8526



(3) 生活環境緑化事業(苗木配付)

事業内容 : 住民が生活環境を緑化するために、集会所などの公共的施設への植栽をする事業に対して支援を行います。

対象団体 : 区・自治会など地域の人々で組織されている団体です。

その他 : 滋賀県緑化推進会による緑の募金還元事業として苗木の配付が行われます。**※補助金ではなく、苗木の現物配付です。**

(12月に申込、3月に配付予定)



(4) 里山リニューアル事業

事業内容 : 枯れ松の放置や竹の異常侵入が進み、野生獣の棲みかとなってしまった里山を整備し、再生する事業で、①里山防災整備タイプと②緩衝帯整備タイプがあります。

整備タイプ	①里山防災整備タイプ	②緩衝帯整備タイプ
整備概要	上層木、枯損木や異常侵入竹の伐倒を行い、地域住民が安心して利用できる森林に整備します。	野生獣の生息防止を図るため、侵入竹の伐採、中低木の除去、枯損木の伐倒を行います。
対象森林	人家に隣接する概ね1ha以上の里山	獣害防止のため必要と判断される1ha以上の里山
主な施業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・裸地・無立木地への植栽 ・密生した竹林の伐採 ・危険を及ぼす恐れのある樹木の伐倒・整理・除去 ・林内整理 ・簡易な作業歩道の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・枯損木の伐倒 ・上層木の抜伐り、中低木の除去 ・侵入竹の伐採 ・林内整理 ・簡易な作業歩道の開設

対象団体 : 区・自治会

実施手続き : 市と森林所有者、維持管理主体となる地元区等で事業実施ならびに維持管理に関する協定を締結します。協定の期間は、事業完了年度より5年で、その期間中は皆伐したり、森林以外への転用ができません。また、地域住民が親しみ利用できるよう維持管理をお願いします。

費用負担 : 森林所有者、地元区等の費用負担はありません。

その他 : 本事業は「琵琶湖森林づくり県民税」で実施する事業であり、予算に限りがあることから、県内における希望数によってはご要望に沿えない場合があります。

(3)・(4)の制度の詳しいお問い合わせ先	
農林水産部 森林水産課	TEL:25-8512

▼ 区・自治会以外の団体・グループ等が対象の助成制度

5. 自治会組織がない地域の 環境整備への支援

対象：
一定の地縁による
住民グループ ※

※宅造地などで、自治会未組織の地域住民が該当します。

(1) 地区管理防犯灯設置事業

- 事業内容 : 夜間照明確保と犯罪防止を目的として行われる防犯灯の設置に対する補助
- 対象団体 : 地域の人々で組織されている団体（概ね10世帯程度）
※区・自治会組織のない地域で、一定の区域に居住するおおむね10世帯程度の市民で構成される、営利を目的としないグループが対象です。
- 補助対象 : 地区管理と規定され、あらかじめ市と協議し、承認を得た防犯灯の設置に関する経費
- 補助率 : 1/2以内

この制度の詳しいお問い合わせ先	
市民生活部 市民課	TEL:25-8018

(2) ごみ集積所整備事業

- 事業内容 : ごみの散乱を防止し、集積所の環境改善を目的として行われるごみ集積所の整備に対する補助
- 対象団体 : 地域の人々で組織されている団体（概ね10世帯程度）
※区・自治会組織のない地域で、一定の区域に居住するおおむね10世帯程度の市民で構成される、営利を目的としないグループが対象です。
- 補助対象 : ごみ集積所での犬、猫、カラス、風雪等によるごみの散乱を防止し、集積所の環境改善を図るために実施するごみ集積所用かご等の設置に要する経費に対する補助
- 補助率 : 2/3以内
- 補助金上限 : 3万円

この制度の詳しいお問い合わせ先	
環境部 環境政策課	TEL:25-8123

6. 土地改良施設の保全活動への支援

対象：
農業組合等

(1) 土地改良事業

- 事業内容：農業振興地域内において、農業の生産性の向上、農業生産の振興および農業構造の改善に対する補助
- 対象団体：農業（農事、農事改良、生産）組合・土地改良区等
- 補助対象：工事費や修繕費（軽微な維持管理、用地費・補償費は対象外）
- ・農道整備事業
 - ・用排水路、頭首工整備事業
 - ・暗渠排水事業
 - ・かんがい排水事業
 - ・ほ場整備事業
 - ・客土事業
 - ・ため池等整備事業
 - ・機械揚水および畑地かんがい施設整備事業
 - ・動物誘導柵（大型恒久電気柵）整備事業
- 下限事業費：10万円
- 補助率：1/2以内
- 補助金上限：100万円

この制度の詳しいお問い合わせ先

農林水産部 農村整備課

TEL:25-8529



▼ 個人(世帯)等が対象の助成制度

7. 環境・防災に配慮した施設整備への支援

おもな対象：
市民 ※

※一部管理組合が対象です。

(1) 合併処理浄化槽維持管理事業

- 事業内容 : 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防ぐため、合併処理浄化槽の**維持管理**に対する補助
- 対象地域 : 下水道事業計画区域および農林業集落排水事業整備区域以外の地域、下水道事業計画区域のうち当分の間下水道の整備が見込まれない地域（7年以内は除く）
- 対象者 : 対象地域の浄化槽維持管理組合
※地域内全戸の合併浄化槽維持管理を行う管理組合が対象です。
- 補助対象 : 合併処理浄化槽の維持管理に必要な、保守点検・清掃・浄化槽法に基づく法定検査などの経費
- 補助金 : 浄化槽1基につき、年額2万円

(2) 合併処理浄化槽設置整備事業

- 事業内容 : 家庭雑排水の垂れ流しにより琵琶湖や川の水質汚濁を防ぐ、合併処理浄化槽の**設置**に対する補助
- 対象者 : 設置者
- 補助対象 : 下水道整備計画がない地域等で住宅用浄化槽を設置する経費
- 補助金 : 1基につき332,000円～
※浄化槽の大きさや設置する地域によって異なります。

(1)・(2)の制度の詳しいお問い合わせ先

都市整備部 上下水道課

TEL:25-8574

(3) 感震ブレーカー設置促進事業

- 事業内容 : 地震発生時に自らブレーカーを切り、迅速な避難行動が困難と思われる世帯に対する感震ブレーカーの設置費を補助する。
- 対象者 : 満65歳以上の高齢者世帯、障がい者手帳・療育手帳等の交付を受けている方がおられる世帯。
- 補助対象 : 感震ブレーカーの購入および設置に要する費用
- 補助金 : 1/2以内（上限2万円）

(3)の制度の詳しいお問い合わせ先

政策部 防災課

TEL:25-8133

▼ 区・自治会、市民グループ等が対象のその他の制度

8. 出前講座、資材提供等

おもな対象：
区・自治会

区・自治会、地域のグループ・団体などを対象に、市職員等が地域に出向き、各種の出前講座を行います。地域でお集まりの機会に、ぜひご利用ください。

(1) 出前講座一覧

No.	項目	内容	時間	問い合わせ先
1	防災講話（1）	地震災害や風水害（土砂崩れ）の危険性と「自らの安全は自らが守る」ための家庭・地域での日頃からの備えや避難行動についての講話を行います。	45分程度	危機管理局 25-8133
2	防災講話（2）	原子力災害対策への取り組みと、災害発生時の避難行動についての講話を行います。	45分程度	
3	地域防災力の向上	安全・安心な地域づくりにむけた、新たな自主防災組織設立についての講話を行います。	1時間程度	
4	「災害図上訓練（DIG）」 （高島市災害ボランティア活動連絡協議会）	参加者が地図を使って議論しながら、危険箇所や避難ルートなど災害対策を検討します。 （地域の防災マップづくり）	1時間30分程度	
5	「避難所運営ゲーム（HUG）」 （高島市災害ボランティア活動連絡協議会）	避難所の開設・運営責任者になったという想定で、避難所で起きる様々な事態にどう対応するのかを疑似体験するゲームです。	2時間程度	
6	「災害その時！ 自助・共助～笑って減災なまず流～」 （たかしま災害支援ボランティアネットワーク「なまず」）	「笑って減災 なまず流」は、全員参加型の講座です。 防災・減災啓発漫才「備えあれば憂いなし」・大型ロール紙芝居「地震その時！ 自助・共助」など、他にも盛りだくさんあります。 内容は、地域の実情に合わせご相談させていただきます。詳しくは、「たかしま なまず」でネット検索しホームページをご覧ください。	1時間30分程度	
7	住まいの地震対策出前講座（地震対策と住まいの耐震化について）	将来的に起こりうる大地震への対策の必要性を身近な問題として考え、地震防災の意識を高めていただくための講話を行います。	1時間程度	

No.	講座名	内容	時間	問い合わせ先
8	初期消火指導	火災発生時の初期消火で使用する消火器、消火栓などの取り扱い要領を体験指導します。	1時間程度	北部消防署 22-5404 南部消防署 32-1212
9	応急手当指導	AEDの取り扱いや突然のけが、病気に対する適切な応急手当を指導します。	1時間程度	
10	消費生活出前講座	消費生活上のトラブル（高齢者を狙った悪質商法や振り込め詐欺など）による被害に遭わないための心構えなどを講話やビデオ鑑賞により学んでいただきます。	1時間程度	消費生活センター 25-8106
11	ごみ減量に伴う環境学習会 (シルバー人材センター)	家庭から出る資源ごみ（プラボトルや紙ごみ等）の見本を提示しながらごみの減量や分別について学んでいただきます。	ご相談に応じて	環境政策課 25-8123
12	獣害に強い集落づくり	野生動物による被害原因は集落によって様々であることから、地域の課題を整理・再認識し、集落の実情に応じた対策について一緒に考えるものです。	ご相談に応じて	農村整備課 25-8529
13	赤十字防災教育プログラム	地域での防災、安全、健康に関する講習です。 人命救助・災害基礎知識・自主防災・介護予防等の体験プログラムもあります。内容により、各地域奉仕団員がお手伝いします。	ご相談に応じて	社会福祉課 25-8120 日本赤十字社 滋賀県支部 077-522-6758
14	健康づくりのための出前講座	健康にいきいきと生活するために心がけることや実践方法を学ぶための講座です。 (子どもの食生活、肥満・生活習慣病の予防、がん予防、歯の健康など)	ご相談に応じて	健康推進課 25-8078
15	市民病院健康出前講座	専門職の知識と経験を活かして、各職種が分かりやすく、楽しく、健康情報をお届けします。	1時間程度	高島市民病院 地域医療連携室 36-0220(代)
16	訪問看護出前講座	自宅で安心して療養生活を送っていただけるための方法や、在宅看取りを希望される方への、介護方法や支援サービスの利用方法を説明させていただきます。	ご相談に応じて	訪問看護 ステーション 36-8111

No.	講座名	内容	時間	問い合わせ先
17	介護予防出前講座	<ul style="list-style-type: none"> ・介護予防の観点から、高齢者向けの運動、お口の働きや手入れ方法、低栄養の予防などについて学んでいただきます。 ・介護予防に取り組む団体やグループに対して講座を開催します。高島版介護予防体操「高島あしたの体操」を3回シリーズで学んでいただき、3回の講座が終了後は、自主的に活動を継続していただくため、代表者にDVDをお貸しします。 	1時間 30分 程度	地域包括支援課 25-8150 健康推進課 25-8078
18	高齢者虐待の防止について	高齢者虐待を地域の課題としての取り組み、虐待を防止するためにどうすれば良いか等を学んでいただきます。	1時間 程度	地域包括支援課 25-8150
19	成年後見制度について	成年後見制度のしくみや利用方法等についてお話しします。	1時間 程度	
20	認知症サポーター養成講座	認知症とはどんな病気か、認知症の方の思い、介護する家族の思い、認知症の症状への対応等、私たちができることを考える学習会です。	1時間 程度	
21	介護保険制度とサービス利用の仕方等	介護保険制度のしくみやサービスの利用の仕方、高齢者等の介護に関することについての学習です。	1時間 程度	長寿介護課 25-8029 地域包括 支援課 25-8150
22	スポーツイベント支援	区・自治会でウォーキングやニュースポーツなど気軽なスポーツイベントを企画されるときに、スポーツ推進委員が活動をサポートします。	ご相談に 応じて	市民スポーツ課 25-8560
23	バス交通の利用について	市内を運行するバス・乗合タクシーの便利でお得な情報や予約乗合タクシーの利用方法をわかりやすく説明します。	40分 程度	都市政策課 25-8571

(2) 資材提供等一覧

No.	項目	内容	問い合わせ先
1	防災備蓄グッズ・非常持ち出し品（例）展示	仮設トイレ・アルミマット・毛布・レスキューセット・非常持ち出しリュック（模範例）等の展示品を貸出します。	危機管理局 25-8133
2	防災DVDの貸し出し	防災DVDを貸し出します。 「水害発生その時！（命を守る日頃の備え）」 「地域で減災！（あなたが力 みんなが力）」 「問われる住民の防災力（自助・共助の輪を広げよう）」 「避難所の開設・運営（そのとき、皆さんの力が必要です）」 「熊本地震から学ぶ（こんな対策があなたを救う） 他	
3	AEDの貸出し	突然の心肺停止時に使用するAED（電気ショック）を運動会などのイベント実施時に貸し出します。	消防本部警防課 22-5402
4	応急手当普及啓発用資器材の貸し出し	応急手当普及啓発用資器材（心肺蘇生法訓練人形・AEDトレーナー・気道モデル・心肺蘇生法講習用DVD・三角巾）を地域で行われる勉強会等に貸出します。	北部消防署 22-5404 南部消防署 32-1212
5	人権啓発DVDの貸し出し	地域等で行われる人権学習会等でお使いいただくDVDを貸出します。 貸出の方法などについてはホームページをご覧ください。また、社会教育課またはお近くの公民館へお問い合わせください。	社会教育課 25-8561